■障がい者である職員の任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の規定に基づき、埼玉労働局に通報した内容を公表します。

なお、障がいの種類、程度、区分ごとの人数等については、特定の者が障がい者であること及びその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします。

加須市の任免状況（令和 8 年 6 月 1 日現在）

機関名	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者の数	実雇用率	不足数
加須市	1229.0 人	30.0 人	2.44%	4.0 人

※障害者雇用促進法第 42 条第 1 項により特例認定を受けているため、市長部局と教育委員会の合算値となります。